

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日

令和2（西暦2020）年5月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社日本さわやかグループ

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 日本さわやかグループ

FC 本部(本部事務局)

〒861-8010

住所 熊本県熊本市東区上南部 2-1-100
中園ビル 3F

(東京事務局)

〒101-0035

住所 東京都千代田区神田紺屋町 14
千代田寿ビル 8F

所属部門 本部事務局

氏名 松村 庸正

TEL (096)389-5400

FAX (096)389-5453

所属部門 東京事務局

氏名 馬場将晴

TEL (03)5294-3883

FAX (03)5294-3884

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内に記されていないことでも、確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

また、フランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は令和2年5月1日付けで作成し、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

「さわやかシステム」への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は「さわやかシステム」の名のもとに、迅速で良質なクリーニングサービスのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンのクリーニング工場では、営業店（工場直営または取次委託方式（サブフランチャイジー））をお客様へのサービス提供窓口として、40年にわたり独自に開発した経営ノウハウ、運営システム、カスタマーサービス等を取り入れ、当社独自の統一イメージによって、お客様に安心してご利用いただいております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「さわやかシステム」に加入される方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から「さわやかシステム」とは異なる独自の経営手法を重視され、「さわやかシステム」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「さわやかシステム」への加盟をお勧めできません。

当社の「さわやかシステム」の特徴は、「対比と交流」という基本理念です。

日々変化する消費者ニーズに対応するため、全国の加盟者が情報やデータを持ち寄り、それらを当社がノウハウ、商品（技術）の開発等の糧として投資を行い、本部としてシステム運営、データ管理、研修・指導などを実行します。一方、加盟会員は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行い、さらなる事業発展を目指します。

このように相互の役割を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「さわやかシステム」の経営成功の鍵なのです。

「さわやかシステム」の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟会員の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟会員と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

| 目 次 | | | |
|--|----|--|----------------------------------|
| 項 目 | 頁数 | 法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則) | 公正取引委員会 ガイドライン |
| フランチャイズ契約のご案内 | 2 | | |
| 「さわやかシステム」への加盟を希望される方へ | 3 | | |
| 第Ⅰ部 (株)日本さわやかグループと「さわやかシステム」について | 6 | | |
| 1. わが社の経営理念 | | | |
| 2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等 | 7 | 規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号 | |
| 3. 会社組織図 | 9 | | |
| 4. 役員一覧 | 10 | 規則第10条第1号 | |
| 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書 | 10 | 規則第10条4号 | |
| 6. 売上・出店状況(直近4事業年度加盟店数の推移) | 11 | 規則第10条6号, 11条6号イ | |
| 7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数 | 12 | 規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ | |
| 8. 訴訟件数 | 12 | " 第10条第7号 | |
| 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 | 13 | | |
| 1. 契約の名称等 | 13 | | |
| 2. 売上・収益予測についての説明 | 13 | | 2-(2)- 1.2-(3)-① |
| 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件 | 13 | 法11条1号, 規則11条1号イ～ホ | 2-(2)-7③ |
| 4. オープンアカウント等の送金 | 14 | 規則第10条13号 | 3-(1)-1-② |
| 5. オープンアカウント等の与信利率 | 14 | 規則第10条14号・15号 | 2-(2)-7⑤ |
| 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について | 14 | 法11条2号, 規則11条2号イ、ロ | 2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3) |
| 7. 経営の指導に関する事項 | 16 | 法11条3号、規則11条3号イ～ハ | 2-(2)-ア② |
| 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 | 18 | 法11条4号、規則11条4号イ、ロ | |
| 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の要件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等 | 19 | 法11条5号, 規則11条5号イ～ニ | 2-(2)7⑦1 2-(3)-④ 3-(1)-1-④ |
| 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、 ② その他徴収する金銭があれば記入 | 20 | 規則10条12号, 11条7号イ～ニ | 2-(2)-7④ |
| 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日 | 21 | " 第10条第8号 | |
| 12. テリトリー権の有無 | 21 | " 第10条第9号 | 2-(2)-7⑧ |
| 13. 競業禁止義務の有無 | 21 | " 第10条第10号 | 3-(1)-7 |

| 項 目 | 頁数 | 法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則) | 公正取引委員会 ガイドライン |
|---|----|-------------------------------------|-------------------|
| 14. 守秘義務の有無 | 21 | " 第10条第11号 | |
| 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務 | 21 | " 第10条第16号 | |
| 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など | 22 | " 第10条第17号 | |
| 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等 | 22 | | 2-(2)-7⑥ |
| 後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書 | | | |
| 後記2. 中小企業庁パンフレット | | | |
| 後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則 | | | |
| 後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について | | | |

用語について

当社のフランチャイズシステムは、クリーニング工場の経営がその事業となります。

従いまして、本書に用いられている一般的なフランチャイズシステムでいうところの「店舗」という表現は、当社フランチャイズシステムでは「クリーニング工場」に該当し、クリーニング取次所である「ホワイト急便営業店」を指すものではありません。(ホワイト急便営業店は、工場の直営、または当社フランチャイズシステムのサブフランチャイジーとなります)

本書においてはできるだけ「店舗(工場)」と併記するように作成しましたが、法定項目については「店舗」という表現を行っておりますのでご了承ください。

第 I 部 (株)日本さわやかグループと「さわやかシステム」について

1. わが社の経営理念

- (1) 今日から100年、明日からも100年、未来永劫に続く組織である様、「100年の継(計)」をモットーに、加盟者相互の「対比と交流」を経営理念としています。
- (2) さわやかグループスローガン
 - 私たちは、早く、安く、美しいクリーニング
「愛情仕上げのホワイト急便」でお客様にサービスします。
 - 私達は、常にさわやかグループの一員であることを自覚し、
地域社会から愛されるよう努力します。
 - 私達は、夢と希望に向かって、社員一丸となり、
限りなき未来に挑戦します。
 - 私達さわやかグループの同志は、「対比と交流」をはかります。
 - 目標達成の秘訣は、決意と実行にあり！

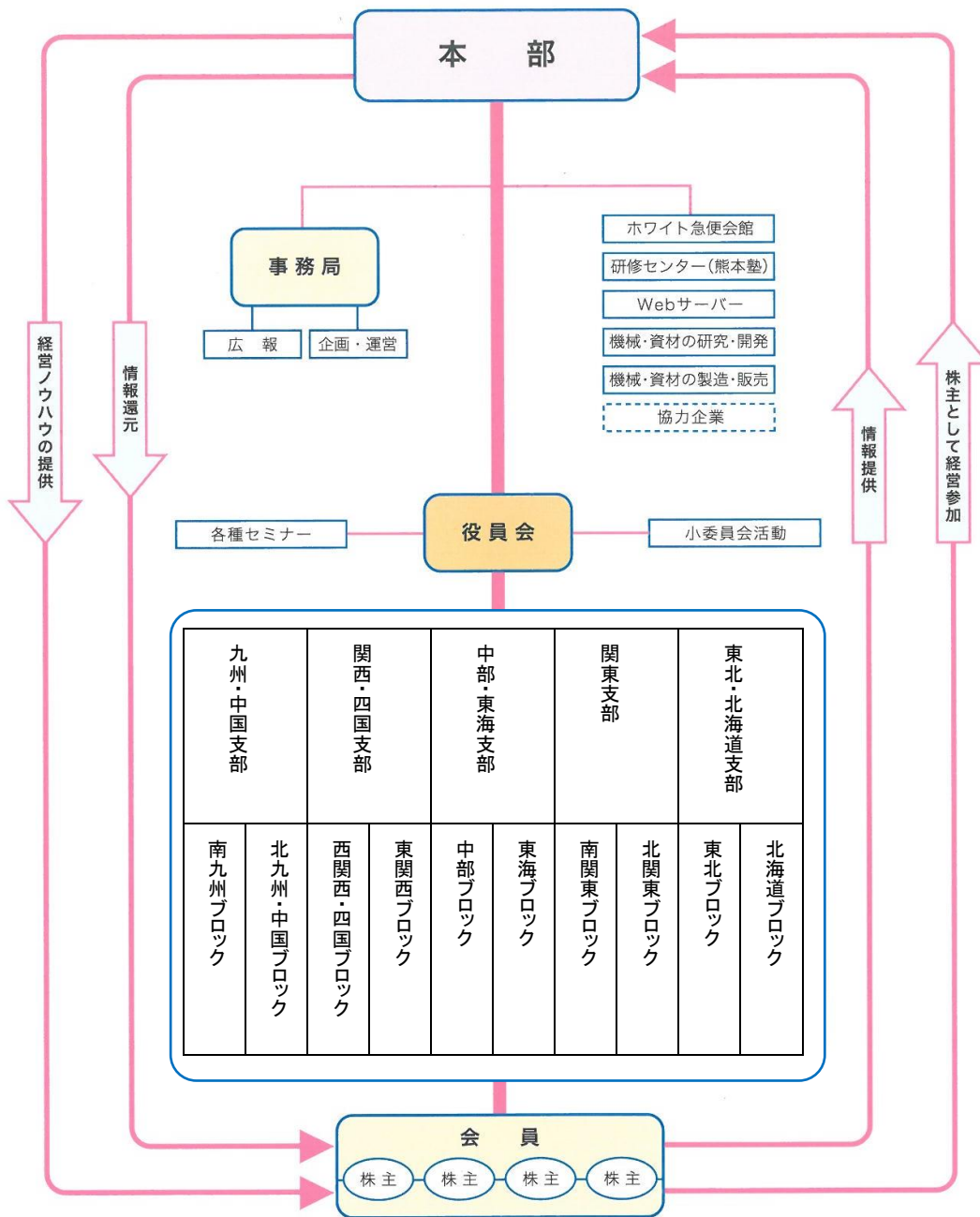
2. 本部の概要

令和2(2020)年5月1日現在

- (1) 社名 株式会社 日本さわやかグループ
- (2) 本店所在地 〒861-8010
住所 熊本県熊本市東区上南部 2-1-100
TEL (096) 389-5400
FAX (096) 389-5453
URL [http:// www.white-ex.co.jp](http://www.white-ex.co.jp)
- (3) 資本金 4,660万円
- (4) 設立 昭和61年8月21日
- (5) 事業内容 クリーニングサービスのフランチャイズ事業およびそれらに付帯する業務
- (6) 他に行っている事業の種類 なし
- (7) 事業の開始 昭和52年
- (8) 主要株主 中園金洋 51.7%
フランチャイジー他(121名) 48.3%
- (9) 主要取引銀行 長崎銀行熊本支店
- (10) 従業員数 11名
- (11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 なし
- (12) 所属団体 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

| 【沿革】 | |
|---------|--|
| 昭和 48 年 | 「朝出して夕方バッチリ」をスローガンに、デイリークリーニングサービスをスタート |
| 昭和 52 年 | ボランティアチェーン「日本さわやかグループ」、会員 18 名で熊本に誕生、本部創業 |
| 昭和 59 年 | 加盟工場が 100 工場を突破 |
| 昭和 61 年 | クリーニング業界初のCI(コーポレートアイデンティティ)戦略を導入 「愛情仕上げのクリーニング ホワイト急便」誕生 写真のDPEサービスを行うホープカラー部会が発足 |
| | 8 月 フランチャイズチェーンに契約形態を変更 チェーン本部法人「株式会社日本さわやかグループ」を設立 |
| | 9 月 フランチャイズ 1 号店(熊本島崎工場)契約 |
| 昭和 62 年 | さわやかシステムオリジナル<ハート洗剤>を開発、供給開始 |
| 昭和 63 年 | 北海道にフランチャイズ工場開設 |
| 平成元年 | 沖縄県にフランチャイズ工場開設(全都道府県進出完了) |
| 平成 2 年 | 経営後継者の組織として若葉会発足('96年に「青年部」に名称変更) |
| | 大韓民国にフランチャイズ工場開設 |
| 平成 3 年 | フランチャイジーが熊本県に「じゅうたん専門クリーニング工場」開設 |
| 平成 4 年 | フランチャイズ工場 300 工場突破 |
| 平成 5 年 | 全店売上高 552 億円(前年対比16%増) |
| | 台湾にフランチャイズ工場開設 |
| 平成 6 年 | サブフランチャイズ店舗(ホワイト急便営業店)10000 店達成 |
| 平成 7 年 | シンガポールに ASEAN エリアを管轄するFC本部設立(合併) |
| | (社)日本フランチャイズチェーン協会に正会員として加盟 |
| 平成 8 年 | B会員フランチャイズ契約制度発足 |
| | マスコットキャラクター「せん・たくやくん」制定 |
| 平成 9 年 | グループ設立 20 周年を迎える |
| | 「トリユキ」デザインによるユニフォーム導入 |
| | 神奈川県「ホワイト急便駒岡工場」がクリーニング業界初のISO9002認証取得 |
| 平成 10 年 | ホワイト急便営業店 14000 店突破 |
| 平成 11 年 | 研修センター「熊本塾」開設、インドネシアにフランチャイズ工場開設 |
| 平成 12 年 | 中国にフランチャイズ工場開設 |
| 平成 13 年 | 営業店向け情報誌「たくちゃんだより」創刊 |
| 平成 15 年 | 第 2 次 CI「ブランディングプロジェクト」始動 |
| 平成 16 年 | 「デオオーダーシステム」「さわやか洗剤」を開発 |
| 平成 18 年 | グループ創立30周年を迎える(11/23)、ハートマークバージョンアップデザイン発表 |
| 平成 19 年 | 第 1 回接客コンテスト開催 |
| 平成 20 年 | 独立応援制度施行、オンライン写真プリント「ここでじ」スタート |
| 平成 21 年 | ハイクラス認定制度開始 |
| 平成 22 年 | 法人向けクリーニング及びユニフォームリース事業を強化 |
| 平成 23 年 | 3 月 歌手・森昌子さんの新曲『洗濯日和』とタイアップ |
| | 3 月 東日本大震災により 15 工場 42 店舗が被災。全国の会員・社員・営業店から集まった義援金と売上の一部を合わせた 1 億 1 千万円を被災地に寄付。 |
| 平成 25 年 | 韓国に新会員入会 |
| 平成 26 年 | インターネット注文による全国対応の宅配クリーニング事業開始 |
| 平成 28 年 | 創立 40 周年 |
| 平成 29 年 | オフィシャルホームページをリニューアル |

日本さわやかグループ組織図



4. 役員一覧

令和2年5月1日現在

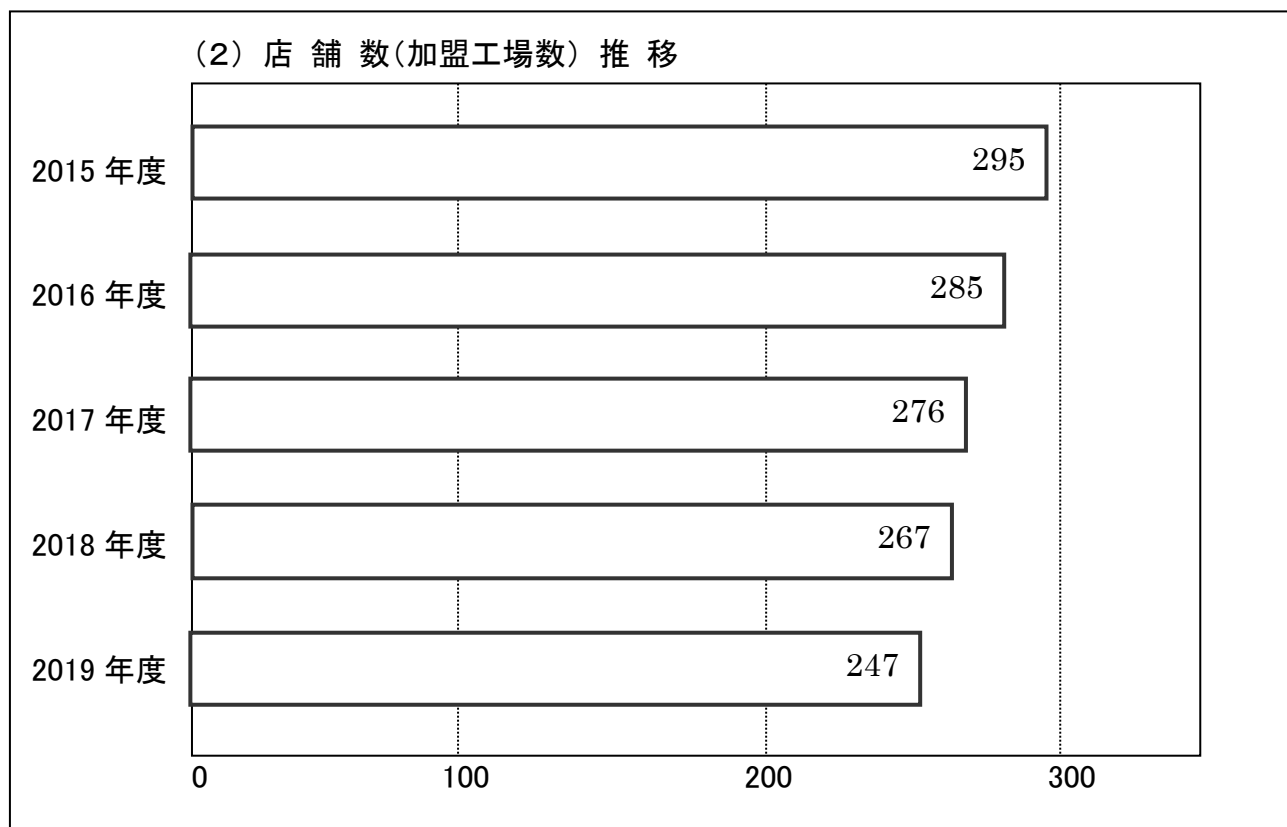
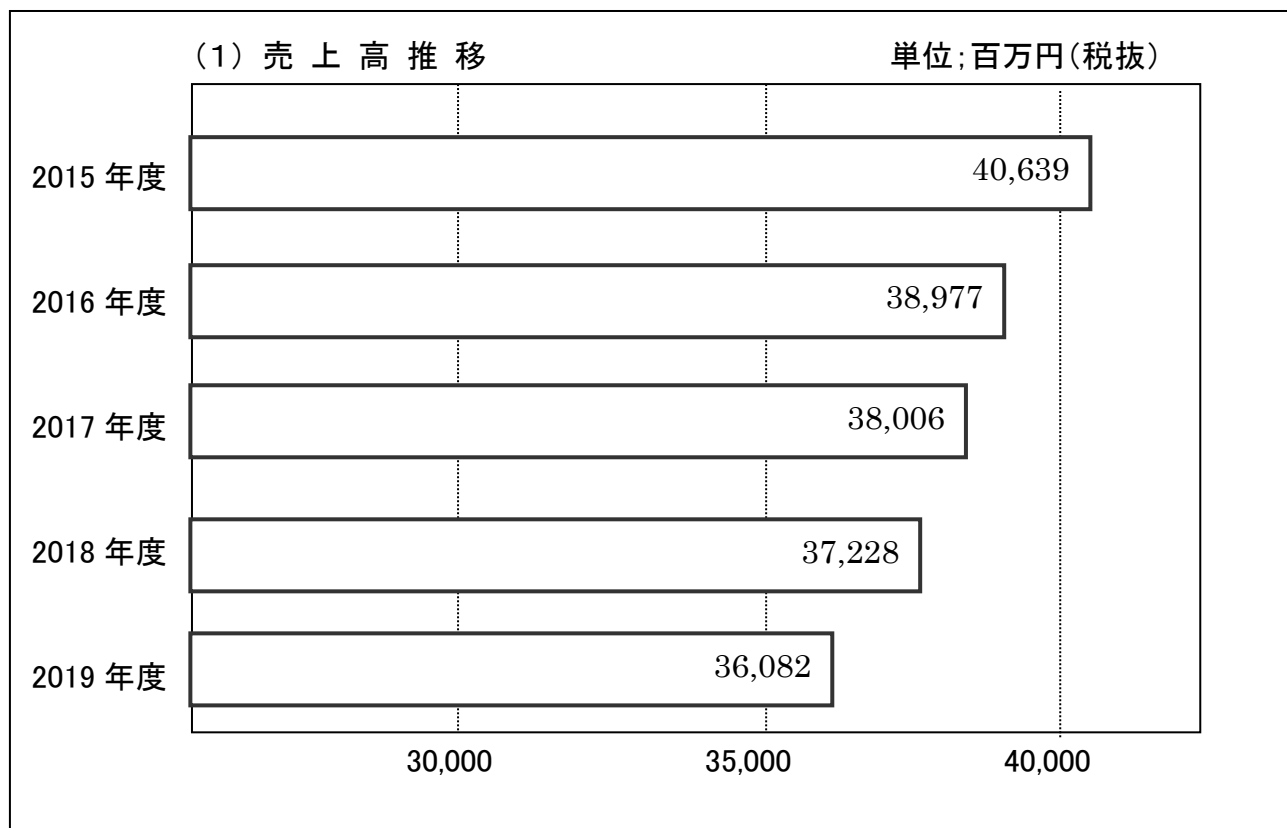
| | |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 中園 博也 |
| 代表取締役 | 中園 金洋 |
| 取締役 | 笠江 和生 |
| 取締役 | 竹本 泰久 |
| 監査役 | 上田 昇 |

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

別紙決算報告書をご覧ください

6. 売上・出店状況：直営店・加盟店別

直営の店舗(工場)はないため、加盟の店舗(工場)のみを記しています。
また、クリーニング工場の数であり、ホワイト急便営業店の数ではありません。



7. 加盟者の店舗に関する事項 （当社システムにおいては「工場」を意味します）

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗（工場）数

| 年度 | 新規に営業を開始した加盟者の店舗（工場）数 |
|--------|-----------------------|
| 2017年度 | 0 |
| 2018年度 | 1 |
| 2019年度 | 0 |

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗（工場）数

| 年度 | 契約を途中で終了した加盟者の店舗（工場）数 |
|--------|-----------------------|
| 2017年度 | 0 |
| 2018年度 | 2 |
| 2019年度 | 3 |

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗（工場）数
及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗（工場）数

| 年度 | 更新された加盟者の店舗（工場）数 | 更新されなかった加盟者の店舗（工場）数 |
|--------|------------------|---------------------|
| 2017年度 | 0 | 0 |
| 2018年度 | 0 | 2 |
| 2019年度 | 0 | 3 |

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

| 年度 | 加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数 | 当社より提起した訴えの件数 |
|--------|----------------------------|---------------|
| 2015年度 | 0 | 2 |
| 2016年度 | 0 | 0 |
| 2017年度 | 0 | 1 |
| 2018年度 | 0 | 1 |
| 2019年度 | 0 | 1 |

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「日本さわやかグループ フランチャイズ契約書」

2. 売上・収益予測についての説明

当社では、加盟者の出店予定エリアにおける当該市場規模についてのみ、総務庁統計局の統計データにより算出いたしますが、後のトラブルを避けるため、個別工場及び営業店舗毎の売上予測は行いません。

加盟者においては、当社の示す市場規模と既存店実績値により、自店の売上・収益を予測した上でご判断いただきます。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

設置工場の規模(商圈(テリトリー)人口)により、以下の金額を納めていただきます。

| 種別 | 加盟金 | 保証商圈人口 |
|-----|-------|----------|
| A会員 | 300万円 | 200,000人 |
| B会員 | 150万円 | 100,000人 |
| C会員 | 100万円 | 50,000人 |

② 性質

加盟金の性質は以下の通りです。

- (a) 契約時に一時に開示するノウハウ
- (b) サービスマークの使用権
- (c) 所定研修・指導
- (d) 所定指導員の派遣
- (e) 工場・店舗の設置コンサルティング
- (f) 加盟各社の実績データ開示

③ お支払いの時期

加盟金・保証金はフランチャイズ契約の締結後、7日以内に納めていただきます。

④ お支払いの方法

当社の指定する銀行口座に振り込んでいただきます。

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟金は、中途解約、契約満了いずれの場合も、また、いかなる理由があっても返還されません。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

「さわやかシステム」では、オープンアカウントは行っておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

「さわやかシステム」では、金銭の貸付・貸付のあっせん等はおこなっておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(注)「さわやかシステム」の事業は物販ではなくサービス(役務)提供です。

従いまして、本部が資材を供給またはあっせんし、加盟者はその資材を使用してクリーニングサービスという役務を提供することになりますので、以下の法定項目の情報につきましては、開示目的に一番近い情報を表記しております。
尚、以下の内容は変更することがあります。

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

当社から加盟店に販売またはあっせんする商品(サービス提供資材)は以下の通りです。

| | |
|-------|-------------------------|
| 設 備 | クリーニング機械設備一式、店頭看板、車両 |
| 資 材 | 洗剤、包装資材等 |
| 什器備品 | レジスタ、カウンター、ラック他 |
| 消 耗 品 | 制服、タッグ、伝票類 |
| 保 険 | クリーニング賠償責任保険、自動車保険、火災保険 |

これらの商品構成表は契約締結後随時お渡しいたします。

② 商品等の供給条件

商品毎の取引規定に従います。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

商品毎の取引規定に従います。

④ 仕入先の推奨制度

フランチャイジーの商品及び物品類の仕入にあたって、フランチャイザーの推薦する仕入先より、フランチャイザーの定める基準により行うものとします。

⑤ 発注方法

商品毎の取引規定に従います。

⑥ 売買代金の決済方法

原則として、月末締めにてご請求いたしますので、翌月末日までに指定する銀行口座への振込みによりお支払いください。
商品により上記と異なる場合があります。

⑦ 返品

商品毎の取引規定に従います。

⑧ 在庫管理等

資材の在庫管理は加盟店にて責任を持って行っていただきます。

⑨ 販売方法

(サービス提供方法として表記します)

加盟会員の有する商圈(テリトリー)内に、複数のサービス窓口(クリーニング取次所(サブフランチャイジー))を設置し、その拠点および直接お客様からの集荷を行い、工場にてクリーニング処理を行い、お客様へお返しします。

⑩ 商品の販売価格について

(サービス提供価格として表記します)

市場競争力のある価格設定を指導いたしますが、価格の統制・強制は一切おこないません。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

(サービス提供役務として表記します)

クリーニング工場には、クリーニング師を設置し、認可が必要です。
また、工場の規模によりその他の届け出や認可が必要となる場合があります。
取次店は、保健所への届け出が必要です。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等実施の有無

工場稼動前に、当社が指定する研修場所にて最低 1 ヶ月の工場実地研修を受けていただきます。研修のための費用と宿泊費用は無料ですが、研修所までの往復交通費と飲食費は加盟者の負担です。

② 加盟に際し行われる研修の内容

イ. オーナー研修

オーナー研修は次の内容について、講義と実技指導により本部研修センターで行います。

- (a) 当社の理念、沿革、現状、組織
- (b) さわやかシステム概要
- (c) 商品（サービス）知識
- (d) 加工方法
- (e) 工場、店舗運営方法
- (f) 品質管理
- (g) 店舗開拓方法
- (h) 販売促進
- (i) 庶務、会計業務
- (j) 労務管理
- (k) その他経営に必要な知識

ロ. 工場長研修

工場長研修は次の内容について、講義と実技指導により本部が指定した研修場所で行います

- (a) 当社の理念、沿革、現状、組織
- (b) さわやかシステム概要
- (c) 商品（サービス）知識
- (d) 加工方法
- (e) 工場、店舗運営方法
- (f) 品質管理
- (g) 生産管理
- (h) その他工場運営に必要な知識

③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

イ. 本部主宰の勉強会

| | |
|-------|-------|
| オーナー | 年 3 回 |
| 上級管理者 | 年 1 回 |
| 工場長 | 年 1 回 |

ロ. 常設研修センター

標準カリキュラムと特別カリキュラムについて、本人希望または本部指名により参加していただきます。

ハ. 本部からの経営データ分析

毎月 1 回

ニ. 個別指導

本部が担当の経営指導員を任命しますので、ご依頼があればその都度お伺いして指導いたします。

ホ. 支部会

加盟者は地区別の支部会に所属し、参加していただきます。
通常 1 ヶ月～2 ヶ月毎に開催している情報交換会です。

ト. その他

定例会以外にも随時勉強会やセミナー等を実施しています。

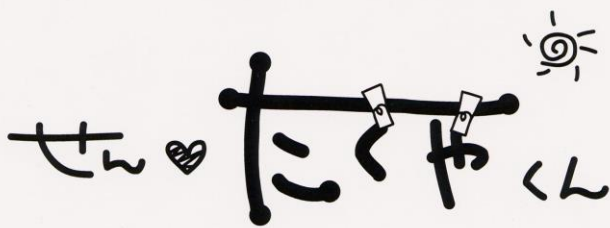
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示



| |
|------|
| 登録商標 |
|------|

| |
|---------|
| 5026912 |
|---------|



| |
|------|
| 登録商標 |
|------|

| |
|---------|
| 4116297 |
|---------|



| |
|------|
| 登録商標 |
|------|

| |
|---------|
| 4081495 |
|---------|

② 当該表示の使用についての条件

- イ. 上記の商標、サービスマーク、ロゴは、当該チェーン店の経営を目的とする以外に使用してはいけません。
- ロ. フランチャイズ契約が終了したときは、ただちに、これらの商標、サービスマーク、ロゴの使用を中止し、撤去ないし抹消するとともに、本部が販売した店頭サインについては、アルミ枠を含め撤去しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

契約期間は、契約締結の日から満3ヶ年です。

② 契約の更新の条件および手続き

契約満了3ヶ月前に、フランチャイザーとフランチャイジー双方とも契約更新について異議がない場合には、契約は期間満了後3年間延長され、以後同様に、3年ごとに自動延長されます。

③ 契約解除の要件および手続き

- イ. フランチャイザー、フランチャイジーいずれも相手方に対して、契約期間または更新期間が満了する前3ヶ月に予告をあたえて契約を終了させることができます。
- ロ. フランチャイザーは、フランチャイジーに次のような行為があつて、フランチャイジーに相当期間を設けて、そのことの中止又は是正を求め、改善期間が終わっても、なおその行為が改められない場合は、契約を解除します。
 - (a)ロイヤルティ、納品代金、設備代金等の支払い遅延
 - (b)契約書、規約、規定に定める義務違反
 - (c)その他「さわやかシステム」加盟者としてふさわしくないと判断されたとき
- ハ. フランチャイザーとフランチャイジーのいずれも、保全処分や強制執行の申し立てを受けた時、銀行取引停止処分を受けた時、破産手続き・民事再生手続き・会社更生手続きの開始決定を受けた時、行政処分や刑事罰を受けた時には、相手方に催告をしないで、直ちに契約を解除することができます。

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

イ. フランチャイザーの商標、サービスマーク、ロゴ等の使用を直ちに中止し、本契約終了後30日以内に自らの費用で看板等の表示物を撤去し、マニュアル等本部から貸与をうけた物一切を本部へ返していただきます。

- ロ. 契約解除の原因となった行為によって、及び解約の前後にフランチャイザーの信用を著しく傷つけた行為によって、フランチャイザーが被った損害額について、賠償を請求することがあります。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

- イ. ロイヤルティ 売上高の0.3%

ここでいう売上高は、加盟者が本部のシステムに基づいて実施した売上高の総額をさします。

- ロ. 広告分担金

共同広告実施地区に所属する場合には、各地区毎に定められた規定によって支払っていただきます。

② 金銭の性質

- イ. ロイヤルティは次のものの対価として納めていただきます

- (a) ノウハウ・システムの継続的使用料
- (b) フランチャイザーが継続的に行う指導、技術援助
- (c) 諸連絡業務等に要する費用

- ロ. 広告分担金は、加盟者の所属する地区で実施する共同の広告、催し等販売促進費及び広告宣伝の費用に充当します。

③ 支払い時期

- イ. ロイヤルティは毎月末日締切の売上高に基づいて算出し、翌月末日までに本部に納めていただきます。

- ロ. 広告分担金は、実施地区毎に定められた方法により納めていただきます。

④ 支払い方法

- イ. ロイヤルティは、本部が指定する口座へ振込んでいただきます。

- ロ. 広告分担金は、実施地区毎に定められた方法によります。

1 1. 店舗（工場）の営業時間・営業日・休業日

以下はモデルケースで、各店舗（工場）は加盟者の経営判断により設定します。

稼働時間 07:00～18:00
休業日 日曜日

1 2. テリトリー権の有無

売上に応じた営業テリトリーを保証いたします。

| 種別 | 年間総売上 | 保証される テリトリー（商圏人口） |
|------|---------------------------------------|----------------------------|
| A 会員 | 2 億円以下 (2 億円を超える場合には 1000 万円ごとに) | 200,000 人 (1 万人ずつ加算) |
| B 会員 | 1 億円以下 (1 億円を超える場合には 500 万円ごとに) | 100,000 人 (5 千人ずつ加算) |
| C 会員 | 5 千万円以下 (5 千万円を超える場合には 1000 万円ごとに) | 50,000 人 (2 千 5 百人ずつ加算) |

1 3. 競業禁止義務の有無

加盟時に「さわやかシステム」と競業となる事業を自らまたは第三者をして営んでおり、本部がそれを承諾して契約した方、または本部が書面による承諾を与えた場合以外の契約期間中の競業は禁止です。
契約期間終了後の競業禁止義務はありません。

1 4. 守秘義務の有無

「さわやかシステム」に加盟することによって知り得た、本部が秘密であるとして開示した情報は、契約期間中及び契約終了後に関わらず、第三者へ漏洩してはなりません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

イ. 当チェーンの店舗イメージ統一、ノウハウの実現のため、工場及び営業店のレイアウト、内外装（デザイン、カラー等）、設備、器具、備品は標準内外装仕様にしたがって、工事または備え付けをしていただきます。

ロ. 店頭サイン等は本部より購入して使用していただきます。

ハ. その工事代金、備品購入代金は、加盟者が負担することになっています。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

- イ. 契約違反により契約を解除した場合、相手方当事者に損害賠償を請求することができます。
- ロ. フランチャイザーは、フランチャイジーが契約違反した場合、損害賠償に代えてフランチャイジーの年間総売上の2%に相当する金額を予定損害賠償金として請求することができます。
- ハ. 本部が指定する経営指標(実績データ)を提出していただきます。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

「さわやかシステム」へ加入し、事業活動を行った上で発生した損失について、当社は一切補償いたしません。

後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

| 項目 | 頁数 | 確認 年月日 | 確認印 | |
|--|----|-----------|-----|-----------|
| | | | 説明者 | 加盟 希望者 |
| フランチャイズ契約のご案内 | 2 | | | |
| 「さわやかシステム」への加盟を希望される方へ | 3 | | | |
| 第Ⅰ部 (株)日本さわやかグループと「さわやかシステム」について | 6 | | | |
| 1. わが社の経営理念 | | | | |
| 2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の 種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名 称及び事業の種類・所属団体・沿革等 | 7 | | | |
| 3. 会社組織図 | 9 | | | |
| 4. 役員の役職名及び氏名 | 10 | | | |
| 5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書 | 10 | | | |
| 6. 売上・出店状況(直近4事業年度加盟店数の推移) | 11 | | | |
| 7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加 盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店 舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加 盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店 舗数 | 12 | | | |
| 8. 訴訟の件数 | 12 | | | |
| 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 | 13 | | | |
| 1. 契約の名称等 | | | | |
| 2. 売上・収益予測についての説明 | 13 | | | |
| 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件 | 13 | | | |
| 4. オープンアカウント等の送金 | 14 | | | |
| 5. オープンアカウント等の与信利率 | 14 | | | |
| 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について | 14 | | | |
| 7. 経営の指導に関する事項 | 16 | | | |
| 8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 | 18 | | | |
| 9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 | 19 | | | |
| 10. 加盟者が定期的を支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入 | 20 | | | |
| 11. 店舗の営業時間・営業日・休業日 | 21 | | | |
| 12. テリトリー権の有無 | 21 | | | |
| 13. 競業禁止義務の有無 | 21 | | | |
| 14. 守秘義務の有無 | 21 | | | |
| 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務 | 21 | | | |

| | | | | |
|---|----|--|--|--|
| 16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など | 22 | | | |
| 17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等 | 22 | | | |
| 後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書 | | | | |
| 後記2. 中小企業庁パンフレット | | | | |
| 後記3. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則 | | | | |
| 後記4. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の 考え方について | | | | |

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説明者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印

